

事務局長	書記

## 伊豆の国市農業委員会 1月定例会議議事録

開催日時 令和8年1月13日(火)  
 午後2時30分～午後4時30分  
 場 所 あやめ会館3F多目的ホール

出席委員： 12人 欠席： 2人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	遠藤照彦	5	松下満雄	9	土田哲	13	萩原一英	事務局	小坂高一郎
2	山田尚志	6	與五澤文義	10	窪井千容	14	鈴木宗雄		小澤竜哉
3	中川謙一	7	渡邊伸一	11	天野進				福本南斗
4	土屋克彦	8	内田久	12	星合省吾				

推進委員： 10人 欠席： 1人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	杉山芳喜	4	岡本仁	7	渡邊光一	10	土屋栄
2	白井孝	5	久保田正一	8	田中正男	11	重田庄八郎
3	高梨誠	6	渡邊一弘	9	平木宏		

### 議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件··· 5件  
 議案第2号 農地の利用目的変更申請書承認の件··· 1件  
 議案第3号 農地法第4条許可申請書承認の件··· 1件  
 議案第4号 農地法第5条許可申請書承認の件··· 2件  
 議案第5号 非農地証明申請書承認の件··· 1件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について  
 報告第1号 農地法第5条届出書受理の件··· 1件  
 報告第2号 農業用施設届出書受理の件··· 1件

その他 烏獸被害調査について(農林課農地森林係)  
 農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について

開会 事務局長	<p>ただ今から1月定例農業委員会を開催します。</p> <p>なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。</p> <p>本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議事録署名人指名 会長	<p>それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。11番天野委員、12番星合委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。</p>
審議案件 【議案第1号】 会長 事務局	<p>○ 【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。</p> <p>議案第1号52番と53番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より概要説明をしてください。</p> <p>議案第1号52番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の52番、53番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。</p> <p>申請番号3-52の譲受人の経営面積は7,689m<sup>2</sup>です。譲受人の年齢は77歳で、農作業経験は50年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から徒歩5分の距離にあるため通作には問題ありません。また、申請番号3-53の譲受人の経営面積は11,394m<sup>2</sup>です。譲受人の年齢は72歳で、農作業経験は50年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から徒歩5分の距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり70万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、長崎地区の担当委員は6番與五澤委員です。よろしくお願ひします。
與五澤委員	(議案第1号52番、53番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて長崎地区担当の久保田推進委員から意見をお願いします。
久保田推進委員	(議案第1号52番、53番農地法第3条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号54番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号54番について「朗読」            議案第1号「農地法第3条許可」の54番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。</p> <p>譲受人の経営面積は6,314m<sup>2</sup>です。譲受人の年齢は81歳で、農作業経験は21年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻、露地野菜、お茶、栗を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、下畠地区の担当委員は11番天野委員です。よろしくお願いします。
天野委員	(議案第1号54番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて下畠地区担当の土屋推進委員から意見をお願いします。
土屋推進委員	(議案第1号54番農地法第3条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号55番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号55番について「朗読」            議案第1号「農地法第3条許可」の55番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。</p> <p>譲受人の市内経営面積は21,150.2m<sup>2</sup>で、沼津市の耕作面積を合わせると、合計で86,636.56m<sup>2</sup>になります。譲受人の年齢は56歳で、農作業経験は33年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で15分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えま</p>

	す。賃料は年間10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、白山堂地区の担当委員は4番土屋委員です。よろしくお願ひします。
土屋委員	(議案第1号55番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて白山堂地区担当の高梨推進委員から意見をお願いします。
高梨推進委員	(議案第1号55番農地法第3条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号56番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号56番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の56番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。 譲受人の市内経営面積は21,150.2m <sup>2</sup> で、沼津市の耕作面積を合わせると、合計で86,636.56m <sup>2</sup> になります。譲受人の年齢は56歳で、農作業経験は33年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で20分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は年間10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。

内田委員	(議案第1号56番農地法第3条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊推進委員	(議案第1号56番農地法第3条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第2号】	○【議案第2号 農地の利用目的変更申請書承認の件】
会長	議案第2号「農地の利用目的変更申請書承認の件」を議題とします。 議案第2号4番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第2号4番について「朗読」 議案第2号「農地の利用目的変更申請書承認の件」の4番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 現地確認については、1月7日(水)に内田委員、渡邊光一推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	(議案第2号4番農地の利用目的変更承認について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊推進委員	(議案第2号4番農地の利用目的変更承認について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第3号】 会長	○ 【議案第3号 農地法第4条許可申請書承認の件】 議案第3号「農地法第4条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第3号3番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	<p>議案第3号3番について「朗読」          議案第3号「農地法第4条許可」の3番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>本申請は、昭和61年5月16日に行われた県営圃場整備事業に伴い換地処分された土地を、地目変更せずに住宅敷地として利用していたため、発覚を機に住宅敷地の一部として転用許可申請を行なうものです。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行なった土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。</p> <p>また、申請日以前より転用されていたことに関して、経緯書が提出されています。</p> <p>許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準とともに問題ないと考えます。</p> <p>現地確認については、1月7日(水)に萩原委員と重田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願ひします。
萩原委員	(議案第3号3番農地法第4条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。
重田推進委員	(議案第3号3番農地法第4条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)

事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
会 長	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第4号】 会 長	○ 【議案第4号 農地法第5条許可申請書承認の件】 議案第4号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第4号10番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第4号10番について「朗読」 議案第4号「農地法第5条許可」の10番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 申請人は現在、市内大学附属病院の小児科医として診療・教育・研究に従事している者です。大学病院の特性から、個々の患者との時間の制約、外来の待ち時間の長さ等を鑑み、今般、地域に密着した医療を提供し、住民が安心して相談できる場を設けるため本申請に及んだものです。 申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。 また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。売買価格は、一筆で16,500,000円です。 現地確認については、1月7日（水）に内田委員と渡邊光一推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、天野地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。
内田委員	(議案第4号10番農地法第5条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて天野地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊推進委員	(議案第4号10番農地法第5条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第4号第11番について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第4号11番について「朗読」</p> <p>議案第4号「農地法第5条許可」の11番について説明します。場所と写真は資料番号⑦をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>申請人は現在伊豆の国市内病院前で調剤薬局を営んでいる法人です。今般、当該計画地隣地に診療所の開所計画が生じたことから、患者の利便性や地域医療の振興を鑑み本申請に及んだものです。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。</p> <p>また、許可することができない場合の要件を定めた農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の要件に該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。売買価格は、一筆で7,300,000円です。</p> <p>現地確認については、1月7日（水）に内田委員と渡邊光一推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、天野地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	(議案第4号11番農地法第5条許可について説明)
会長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて天野地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。
渡邊推進委員	(議案第4号11番農地法第5条許可について意見)
会長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)

会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第5号】 会長	○【議案第5号 非農地証明申請書承認の件】 議案第5号「非農地証明申請書承認の件」を議題とします。 議案第5号2番から6番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第5号2番から6番について「朗読」 議案第5号「非農地証明」の2番から6番について説明します。場所と写真は資料番号⑧をご覧ください。 非農地証明は、現況が農地以外のもので土地の登記地目もしくは現況地目が田又は畠となっている土地について、地目変更の登記申請に際し添付するものです。 申請地は場所により18から46年間耕作されておらず、現在に至っております。 非農地証明の判断基準の中に「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」とあり、当該土地においては、農地に復元することが容易でないと認められることから、証明要件を満たしていると判断できます。 現地確認については、非農地証明現地確認留意事項である概ね委員3名と行うこととに即し、1月6日（火）に天野委員、星合委員、土屋推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、下畠地区の担当委員は11番天野委員です。よろしくお願いします。
天野委員	(議案第5号2～6番非農地証明申請について説明)  続いて、12番星合委員から補足説明がありましたらお願いします。
会長	(議案第5号2～6番非農地証明申請について説明)
星合委員	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて下畠地区担当の土屋推進委員から意見をお願いします。
会長	(議案第5号2～6番非農地証明申請について意見)
土屋推進委員	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)

	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p>
会長	<p>○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。 なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。</p>
【報告第1号】 事務局	<p>農地法第5条届出書受理の件について20番を「朗読」。 転用目的は住宅敷地です。令和7年12月3日付、伊国農委第5号受理番号第20号にて受理しました。</p>
【報告第2号】 事務局	<p>農業用施設届出書受理の件について4番を「朗読」。 農業用施設の概要は施設面積120m<sup>2</sup>の農業用駐車場です。令和7年12月18日付、伊国農委(施設)受理番号第4号にて受理しました。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
	<p>質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
	<p>質問はないようですので報告事項を終わります。</p>
会長	<p>続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。</p>
事務局	<p>それでは事務局説明をお願いします。</p>
	<p>農用地利用集積等促進計画案を「朗読」</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
	<p>質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会長	<p>質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。</p>
	(挙手全員)
	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。</p>

会 長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局長	○鳥獣被害調査について（農林課農地森林係） ○農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について
閉 会 事務局長	<p>以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。</p> <p>次回は令和8年2月10日(火)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは1月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。</p>